

第1章 フロン排出抑制法とは

1. 平成25年改正に至るまでの経緯

フロン類(CFC:クロロフルオロカーボン、HCFC:ハイドロクロロフルオロカーボン、HFC:ハイドロフルオロカーボン)は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への排出を抑制することが必要である。

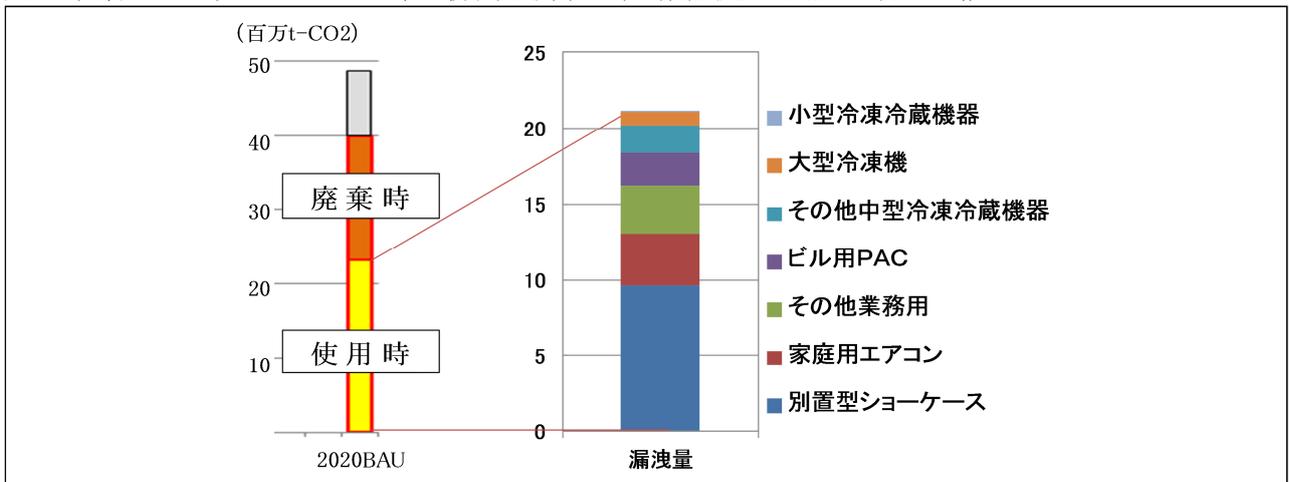
このため、平成13年にフロン回収・破壊法が制定され、業務用冷凍空調機器が廃棄される際のフロン類の回収等が義務づけられた。また、平成18年法改正により、業務用冷凍空調機器の整備時のフロン類の回収を対象に加え、さらに廃棄時等のフロン類の流れを書面で管理する「行程管理制度」が導入された(平成19年10月1日施行)。

図1 フロン回収・破壊法の概要



しかし、冷凍空調機器用の冷媒として使用されるHFCが急増しており、さらに、平成20年の経済産業省の調査(経済産業省が把握するフロン使用製品約26万サンプルが対象)において、業務用冷凍空調機器の廃棄時の漏えいと同程度の機器使用中の漏えいが判明した。

図2 代替フロン等3ガスの2020年の排出予測(BaU)と機器使用时漏えい源の内訳



出典 産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会 代替フロン等3ガスの排出抑制の課題と方向性について(中間論点整理)参考資料

このような状況に加え、ノンフロン・低GWP(地球温暖化係数が低い)製品の技術開発や商業化の動きが進

みつつあること、HFCの世界的な規制への動きも踏まえ、従前のフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から、使用、廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされた。

このような経緯から、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」は平成 25 年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」と名称を改め、対策強化が図られた(平成 27 年4月1日施行)。

2. 平成 25 年改正のポイント

フロン排出抑制法では、これまでのフロン回収・破壊に加え、フロン類製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、主に以下の5つの点について改正し、新たな義務が追加された。

① フロン類の実質的フェーズダウン

(ガスメーカーによる取組)

- ・ フロン類代替物質の開発、使用済みのフロン類の再生等により、フロン類の新たな製造及び輸入が行われるフロン類の環境影響度の低減及び当該フロン類の製造等の量の削減を促進することとした。

② フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進

(機器・製品メーカーによる転換)

- ・ フロン類使用製品について、国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も踏まえつつ、環境影響度を低減させた製品(ノンフロン製品が上市されている場合又は上市の技術的見通しがある場合はノンフロン製品、その他の場合はその時点において最も環境影響度の低い製品)の開発・商品化(ノンフロン・低GWP化)を促進することとした。

③ 機器使用時におけるフロン類の漏えい防止

(機器ユーザーによる冷媒管理)

- ・ 第一種特定製品の管理者が、当該第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、漏えい等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止、点検・整備の記録作成・保存等を行うことを通じ、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むこととした。
- ・ また、一定量以上のフロン類を漏えいさせた管理者について、算定漏えい量等を国に報告させ、国はその算定漏えい量等を公表することとした。

④ 充填・回収行為の適正化

(充填回収業者による適切な充填)

- ・ 従来よりフロン類の回収は都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者が行うこととされていたが、法改正により、第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を業として行おうとする者についても、都道府県知事の登録を受けることとし、第一種フロン類回収業者の名称も「第一種フロン類充填回収業者」に変更にした。そして、第一種特定製品の管理者及び整備者は、当該製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、第一種フロン類充填回収業者に委託する義務があることとした。
- ・ フロン類を回収する際に遵守しなければならない「回収に関する基準」に加え、フロン類を充填する際に遵守しなければならない「充填に関する基準」を定めた。
- ・ 第一種フロン類充填回収業者は、充填及び回収の都度、充填証明書及び回収証明書を管理者に交付

することとした。

- ・ 第一種フロン類充填回収業者は、従来の第一種フロン類回収業者と同様、毎年度、登録を受けている都道府県知事に対して業務に関する報告をする必要があり、回収に加え、充填についての報告事項が追加された。

⑤ 再生行為の適正化、証明書による再生・破壊完了の確認

(破壊業者、再生業者による適切な処理)

- ・ フロン類の再生行為についても適正化を図るため、フロン類の再生業を行おうとする者について、「第一種フロン類再生業者」として環境大臣・経済産業大臣の許可を得ることとした(第一種フロン類充填回収業者による一定の要件を満たす再生行為を除く。)
- ・ 従来は回収したフロン類について、国の許可を得たフロン類破壊業者への引渡しが義務付けられていたが、法改正後はこれに加えて、国の許可を得た第一種フロン類再生業者への引渡しも可能とした。
- ・ 破壊・再生証明書の交付を義務付けた。破壊・再生証明書を、第一種フロン類充填回収業者を経由して第一種特定製品の管理者まで回付することにより、フロン類の行程管理を強化し、管理者が自らの機器から生じたフロン類の処理段階まで確認できるようにした。

3. フロン排出抑制法の概要

フロン排出抑制法の目的は、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることにかんがみ、フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の「使用の合理化」及び特定製品に使用されるフロン類の「管理の適正化」を進めることによって、現在・将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することである。

法律の対象は、フロン類のライフサイクル全体にわたっており、主として以下の5つの事項について規定されている。

なお、本手引きにおいては、主に、(4)の第一種フロン類充填回収業者及び第一種フロン類引渡受託者に関する措置について解説している。

※ 「使用の合理化」とは

フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの(フロン類代替物質)の製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制すること。

※ 「管理の適正化」とは

特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ること。

<フロン類の使用の合理化に係る措置>

(1) フロン類の製造業者等が講ずべき措置(法第9条～第11条)

- フロン類の製造業者等は、国が定める「フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に従い、製造・輸入(以下「製造等」という。)が行われるフロン類のGWP(地球温暖化係数)の低減及び当該フロン類の製造等の量の削減等のフロン類の使用の合理化に取り組む。

(2) 指定製品の製造業者等が講ずべき措置(法第12条～第15条)

- 国は、我が国において大量に使用され、かつ、相当量のフロン類が使用されているものであって、その使用等に際してのフロン類の排出の抑制が技術的に可能な製品を「指定製品」として政令で指定する。
- 指定製品の製造業者等は、国が定める「指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項」に従い、指定製品に使用されるフロン類のGWPの低減及び当該フロン類の使用量の削減によるフロン類の段階的な削減に取り組む。

<特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に係る措置>

(3) 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置(法第16条～第26条)

- 第一種特定製品の管理者は、国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」に従い、管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止、点検・整備の記録作成・保存等を行うことを通じ、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組む。
- 管理者のうち一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告する。また、国はその算定漏えい量等を公表する。

(4) 第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収(法第27条～第49条)

- 第一種特定製品へフロン類を充填し、又は第一種特定製品からフロン類を回収することを業として行おうとする者は、「第一種フロン類充填回収業者」として、都道府県知事の登録を受ける。
- 第一種特定製品の整備者は、当該機器にフロン類を充填する必要があるときや、当該機器からフロン類を回収する必要があるときは、充填又は回収を、「第一種フロン類充填回収業者」に委託する。
- 第一種特定製品を廃棄しようとする管理者(廃棄等実施者)は、当該フロン類を、「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す。
- 「第一種フロン類充填回収業者」は、フロン類の充填、回収を行う際には、それぞれ充填に関する基準、回収に関する基準に従う。
- 「第一種フロン類充填回収業者」は、回収したフロン類について、自ら再生する場合を除き、「第一種フロン類再生業者」又は「フロン類破壊業者」に引き渡す。等

(5) 第一種特定製品から回収されたフロン類の再生、フロン類の破壊(法第 50 条～第 73 条)

- フロン類の再生業を行おうとする者は、「第一種フロン類再生業者」として、国(環境大臣及び経済産業大臣)の許可を得る(第一種フロン類充填回収業者による一定の要件を満たす再生行為を除く。)
- フロン類の破壊業を行おうとする者は、「フロン類破壊業者」として、国(環境大臣及び経済産業大臣)の許可を得る。
- 「第一種フロン類再生業者」及び「フロン類破壊業者」は、引き取ったフロン類について、それぞれフロン類の再生に関する基準又はフロン類の破壊に関する基準に従って、再生又は破壊を行う。等

なお、この他にも、費用負担(法第 74 条・第 75 条)、情報処理センター業務(法第 76 条～第 85 条)、「みだり放出の禁止」などの雑則(法第 86 条～第 102 条)、罰則(法第 103 条～第 109 条)が定められている。

図 3 フロン排出抑制法の概要

